

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ

■国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

平成26年4月からは、過去2年1か月分の免除申請ができるようになります。

●これまでは、過去分の国民年金保険料の免除(※)が受けられる期間は、申請の直前の7月(学生納付特例は直前の4月)までの1年以内でした。

●平成26年4月からは、申請時点の2年1か月前の月分まで申請できるようになります。

(※)「免除」とは、全額免除、一部免除(3/4、半額、1/4)、若年者納付猶予、学生納付特例のことです。

【失業などの特例免除の対象期間も拡大されます】

●災害・失業などを理由とした免除(特例免除といいます)は、これまでは、申請時点の年度または前年度に災害・失業などの理由があることが条件となっていました。

●平成26年4月からは、災害・失業などの前月から災害・失業などがあった年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになります(平成26年3月以前にあった災害・失業も対象となりますが、過去分の審査対象期間は、2年1か月前までです)。

◆申請窓口 ●市役所 保険年金課 年金グループ ●十四山支所 地域福祉グループ

【ご注意ください】

●2年1か月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金を受けられない場合や失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。

●申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

なお、全額免除と一部免除は配偶者および世帯主、若年者納付猶予は配偶者についても所得審査を行います。配偶者や世帯主が失業などに該当する場合も免除を受けられる場合があります。

(国民年金) 障害者年金給付等で法定免除を受けている方へ

■国民年金保険料の通常納付ができるようになります。

障害基礎年金の受給などにより法定免除となっている方について、平成26年4月から、保険料を通常納付できる「納付申出制度」がはじまります。

納付申出により、保険料の口座振替や前納による保険料の割引など、便利でお得な制度をあわせてご利用できるようになります。

◆申請窓口 ●市役所 保険年金課 年金グループ

◆問い合わせ先

- 中村年金事務所 国民年金課 ☎052-451-3485 名古屋市中村区太閤1-19-46
- 市役所保険年金課年金グループ(内線122)
- 十四山支所地域福祉グループ(内線463)

日本年金機構中村年金事務所からのお知らせ

3月10日より「自動音声案内サービス」を開始しました。

これにともない、新たに代表電話番号を設置しました。国民年金の加入や保険料納付、年金の請求やお受け取りなどのご相談について、今後はよりつながりやすい新代表番号をご利用ください。

新代表番号 052-453-7200 サービス開始年月日 3月10日

◆お問い合わせ先 中村年金事務所国民年金課 052-451-3485

国民年金からのお知らせ

学生納付特例制度 ～学生の方～

■保険料を後払いできる制度です

20歳以上の学生も、第1号被保険者として国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。学生の方で、所得がない場合や少ないことにより、保険料を納めることが困難なときは、在学期間中の保険料の支払いを猶予し、社会人になってから納めることができる「学生納付特例制度」があります。

「保険料が納められない」と思ったら、ぜひ申請してください。前年度から引き続き学生の方で、4月から学生納付特例制度を受ける場合も申請が必要です。(申請は毎年必要です。)

*日本年金機構から学生納付特例申請のハガキが届いている方は、ハガキによる申請をお願いします。

*申請の審査結果は、日本年金機構から本人にハガキで通知されます。

*認められた場合の期間で10年以内の期間は、保険料を社会人になってから追納する(後から納める)ことができます。追納には、納付書が必要になりますので、年金事務所へお申し込みください。

◆対象者

前年所得が118万円以下である20歳以上の学生

●大学(大学院)、短大、高等学校、専修学校および各種学校
(各種学校その他の教育施設については、個別に定められています)

◆申請に必要なもの

●年金手帳 ●印鑑(本人が署名する場合は不要)

●学生証または在学証明書

(学生証はコピーでも可能ですが、在学証明書は原本を提出してください)

●会社などを退職されて学生となられた方は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証の写し

◆申請できる期間

●20歳以上の学生である期間のうち、過去期間は申請が受理された月から2年1か月前(すでに保険料が納付済の月を除く。)まで、将来期間は来年度末まで申請できます。

●1枚の申請書につき1年度分(4月から翌年3月までの12か月間)の申請となります。

過去の年度分も申請する場合は、複数の申請書の提出をお願いします。

例：平成26年5月に、平成24年4月から平成27年3月までの期間を申請する場合

①平成24年度申請(平成24年4月～平成25年3月)

②平成25年度申請(平成25年4月～平成26年3月)

③平成26年度申請(平成26年4月～平成27年3月)の3枚の申請が必要となります。

なお、この例の場合は、平成24年3月以前は時効により申請できません。

◆申請窓口 ●市役所 保険年金課 年金グループ ●十四山支所 地域福祉グループ

<免除制度を利用する場合の注意事項>

学生納付特例や若年者納付猶予制度は、保険料の納付義務を猶予するためのものです。制度の内容をご理解いただき、早めに追納するように心がけましょう。

1. 免除が承認された期間は、将来受ける年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません(カラ期間として扱われます)。

2. 10年間に限り追納することができます(追納した期間は保険料納付済み期間として年金額に反映されます)。

3. 本来の納期限から2年を過ぎると、当時の保険料額に追納加算率による加算金が付加されます。

4. 追納保険料には、口座振替はご利用できません。

5. 当該期間中に生じた障害により1、2級の障害に該当した場合は、障害基礎年金の請求ができます。

6. 当該期間中に死亡した場合は、遺族基礎年金を請求することができます。